

令和2年度「バス・タク旅」やまがた巡り助成金交付要綱
(貸切バス事業者用)

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人山形県観光物産協会（以下「協会」という。）が、県内貸切バス、タクシーの需要回復を促進し、県民の周遊と本県への観光流動の回復を図り、県内経済の早期の活性化を促すため、貸切バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業に係るもの）の許可を受けている事業者（以下、同じ。））が運送契約に基づき運行するバスを利用した旅行（以下「旅行等」という。）に対し交付する助成金について、必要な事項を定める。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、山形県内に本店のある貸切バス事業者とする。

(助成金の交付要件)

第3条 協会は次の各号に掲げる要件をすべて備えた旅行等を運行する貸切バス事業者に助成金を交付する。

- (1) 令和2年7月10日（金）から令和3年1月31日（日）までに運行される旅行等（送迎を除く）であること。
- (2) 自社の貸切バスを利用した旅行等であること。
- (3) 山形県内の観光地等に2か所以上立寄り又は宿泊を伴う旅行等（県外へ周遊するものを含み、日帰りの場合は、その行程が4時間以上）であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染予防のため、取扱う旅行等は、各業界団体が作成したガイドラインを踏まえた取組みを実践していること。
- (5) 交付を受ける助成金は、旅行等の代金に含まれる貸切バス料金相当額に充当し、旅行等の発注者に対し料金を還元すること。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は別表のとおりとし、1貸切バス事業者あたり、原則として50万円を上限とする。

ただし、貸切バス事業者が旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定に基づく登録を受けている事業者である場合の上限額は、別途定める「令和2年度「バス・タク旅」やまがた巡り助成金交付要綱（旅行業者用）」に規定する額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする貸切バス事業者は、交付申請書（様式第1号）並びに必要と認める書類を協会に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 協会は前条の申請書を審査し適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を交付

決定通知書（様式第2号）により、貸切バス事業者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第7条 貸切バス事業者は、交付決定された旅行等の内容を変更（交付決定額の変更がない場合を除く。）又は中止する場合は、速やかに助成金変更交付（中止）申請書（様式第3号）を提出し、協会の承認を受けなければならない。

（実績報告書の提出）

第8条 貸切バス事業者は、第6条により交付決定を受けた旅行等について、毎月末日までに運行が終了した旅行等に係る助成金実績報告書（様式第4号）を翌月の末日までに協会に提出し、審査を受けなければならない。

（助成金の額の確定・支払）

第9条 協会は、貸切バス事業者から提出のあった実績報告書の審査を行い、事業の実施結果が本要綱に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第5号）により通知するとともに、速やかに実績報告書に記載の銀行口座に、助成金を入金するものとする。この場合、振込手数料については、協会が別に負担する。

（助成金の経理等）

第10条 貸切バス事業者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。

（助成金の交付決定の取り消し等）

第11条 協会は、交付決定後に、助成金の交付を受けた貸切バス事業者の申請内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すものとし、既に助成金が支払われている場合は、助成金の交付を受けた旅行会社は、取り消しに係る助成金を速やかに返還しなければならない。

（事業の終了）

第12条 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点で事業を終了する。ただし、交付の決定を受けた貸切バス事業者が、旅行等の内容の変更又は中止をした場合はこの限りではない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

別表

助成対象経費	助成金の額（1日あたり）
バス料金	1日あたりのバス料金の2分の1の額（100円未満切捨て）又は5万円のいずれか低い額